

学校体育施設開放事業の手引き

1 利用手続きについて

① 利用の範囲

学校体育施設開放事業で学校施設を利用できるのは、スポーツ活動を目的として、継続的に体育館またはグラウンドを使用される場合です。そのほかのご利用の場合は「行政財産使用許可申請」の手続きをとっていただくこととなります。(下記参照)

使用の枠組み	対象	使用施設	申請書	申請期間
学校体育施設開放事業	スポーツ活動を目的とした継続的な活動のために施設を利用するもの	体育館 運動場	予約システムからオンラインで利用予約の申請を行う	利用日前月の10日から (ただし、事前に利用調整された日程については利用日前月の1日から。)
行政財産使用許可	上記以外の活動(内容がスポーツを行うものであっても、行事等継続的な使用を伴わないものはこちら。)	学校のすべての施設	行政財産使用許可申請書を公民館またはこども施設課へ提出 (地域の方が使用される場合、使用料は減免になります。)	随時

② 団体の登録

・学校体育施設開放事業で体育館・運動場を利用される場合、団体登録申請(米子市学校体育施設利用団体登録申請)が必要になります。団体登録の有効期間は無期限ですが、登録団体の代表者または連絡先等の変更がある場合は、必ず変更届(米子市学校体育施設利用団体登録変更届)の提出をお願いします。

- ・登録された団体には、予約システムの利用者 ID を発行します。
(登録メールアドレスあてに通知します。)
- ・団体登録と利用者 ID の発行には審査が必要なため、時間がかかる場合があります。
- ・申請者（団体代表者）の連絡先電話番号は、日中つながりやすい電話番号を記載してください。
- ・使用料の支払い、施設の破損等については、団体代表者が責任を負います。
- ・団体登録を廃止する場合は、廃止届（米子市学校体育施設利用団体登録廃止届）をこども施設課まで提出してください。（活動がなくなる団体はご協力をお願いします。)

③ 団体の登録内容に変更があった場合

- ・団体代表者等の変更があった場合は、必ず変更申請（米子市学校体育施設利用団体登録変更申請）の手続きをお願いします。

④ 利用者 ID の取扱い

原則として「1 団体につき 1 利用者 ID」での運用をお願いしております。

団体間の統合等により、現在 1 団体で複数の ID を保有されている場合は、速やかにいずれかの ID への統一をお願いします。

※団体の統合等により、活動を停止している団体は、「米子市学校体育施設利用団体登録廃止届」の手続きをお願いします。

⑤ 減免の申請

減免を申請される場合は、団体登録の申請と同時に減免の申請を行ってください。次の理由で体育館を利用する場合は、施設使用料と照明設備使用料を減免します。

(1) 米子市及び米子市教育委員会が主催するスポーツ活動

(2) 子どもたちのスポーツ活動・スポーツ少年団活動

子どもたちとは、幼児・小学生・中学生のことです。高校生は含みません。

(3) 公民館が主催する以下の行事に該当する場合

・公民館スポーツ大会 ・ニュースポーツの講習会

※こども会、PTAの行事等、一回限りまたは不定期の利用については、スポーツ活動での利用であっても行政財産使用許可申請の取り扱いとします。

※ニュースポーツ講習会について

講習会は広く参加者を求めることが必要です。場合によっては、チラシや要項等の提出を求めます。ニュースポーツの範囲は、個別に判断します。お問い合わせください。

2 予約申請について

① 毎月の申請

- ・体育施設利用の予約申請の受付は、利用日前月の10日からです。利用日前月の10日以降に予約システムから予約申請を行ってください。ただし、事前に利用調整をされた日程については利用日前月の1日から予約申請していただくことが可能です。事前調整をした団体以外の申請が、1日から9日の間にあった場合、申請を却下します。
- ・予約申請は、利用日前日の17時まで、まちかぎりモートを通じて申請を行ってください。時間を過ぎての申請については、予約を受け付けることができません。

② 利用の変更及び返金

- ・利用日時等に変更があった場合には、予約システムから速やかにキャンセル処理を行ってください。キャンセルは利用の1時間前まで可能です。キャンセルされた申請の利用料については、後日返金手続きのご案内を教育委員会より送付し、口座振込にて返金します。
- ・キャンセルなく、団体都合により使用をされなかった場合は、申請いただいた金額を請求します。(減免団体を除く。)

③ 支払いについて

使用料は予約時に納付書、クレジットカード、Pay Payのいずれかの方法で支払ってください。(ただし、納付書については4半期分の使用料を集計したものを後日まとめて支払いいただきます。)支払方法は予約申請時に選択いただけますが、原則オンライン決済で支払ってください。

④ 照明について

構造上、電源を入れると全ての照明が点灯する体育館でも、体育館を半面しか使用しない場合は、照明使用料も半面使用分としますので、申請時、半面の照明使用として申請ください。

3 施設の利用方法について

① 学習環境にご配慮ください

利用する施設は、あくまで学校施設であり、学校の大切な学習環境を学校体育施設開放事業に提供しています。子どもたちの学習環境を良好に維持するため、施設利用にあたってはルールを守り、適切に利用してください。学校備品を乱暴に扱うといったことや、片付けが出来ていない状況があると、翌日の授業に直接的な支障が生じます。ご理解、ご協力をお願いします。

② 利用時間の厳守

- ・施設利用（入退出）は、準備等の時間を含め、予約時間内での計画的なご利用をお願いします。
- ・利用時間の前後に学校敷地内にとどまることは、近隣住民の方からの騒音や照明に対する苦情のもととなります。利用時間を厳守し、活動の前後は学校および学校近辺に留まることのないようお願いします。

③ 喫煙について

学校敷地内は全面禁煙です。敷地周辺においても、喫煙ルールを守るよう徹底してください。

④ 施設利用後の確認事項

ご利用後は、体育館の入り口、窓及びトイレ等の施錠がされていること、照明を消灯していることを十分にご確認ください。

⑤ 体育館の施錠について

- ・体育館の利用については、体育館入口に設置されているキーボックスに、予約承認時のメールに記載された暗証番号を入力して解錠してください。

※夜間 22 時半以降はキーボックスのご利用ができません。施設内へ忘れ物等で立入る必要がある場合も対応いたしかねます。あらかじめご了承ください。

4 問い合わせ先について

学校体育施設利用時のトラブル、施設破損及びその他お問い合わせについては、ご利用の各小中学校ではなく、こども施設課までご連絡ください。夜間のお問い合わせについては対応いたしかねます。あらかじめご了承ください。

(連絡先) こども施設課学校施設担当：0859-23-5423

各種手続きの接続先

米子市学校体育施設利用団体登録申請

https://apply.e-tumo.jp/city-yonago-tottori-u/offer/offerList_detail?tempSeq=11099



米子市学校体育施設利用団体登録変更申請

https://apply.e-tumo.jp/city-yonago-tottori-u/offer/offerList_detail?tempSeq=11166



米子市学校体育施設利用団体登録廃止届

https://apply.e-tumo.jp/city-yonago-tottori-u/offer/offerList_detail?tempSeq=11164



注意事項

各申請について

☆有料団体は、必ず有料である旨を確認し使用申請を行ってください。

☆予約申請時に使用範囲（全面、半面）、使用備品等、間違いや申請漏れがなければ必ず確認してください。